

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公開（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規程及び理由	予定価格 (単位：円)	契約金額 (単位：円)	落札率	再就職の 役員の 数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
toto販売・払戻システム改善対応（年末年始メンテナンス期間におけるポイント応募受付（論理設計以降））	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東和美 東京都港区北青山2-8-35	H27.11.6	日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1	【会計規則第18条第4項：競争に付することが不利と認められる場合】 現に契約履行中のシステム運用保守業務の契約相手方以外が履行した場合、障害発生時の問題箇所特定が困難になる等、著しく不利な契約となる虞があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	35,815,327	—	0	—	—	—	
インターネット回線及び拠点間VPN回線の調達	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東和美 東京都港区北青山2-8-35	H27.11.9	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3-19-2	【会計規則第18条第5項及び契約事務取扱規程第25条：再度の入札をしても落札者がいないとき】 不落随契のため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	12,273,120	—	0	—	—	—	
第23回オリンピック冬季大会における海側ハイパフォーマンスサポートセンター設置に向けた施設手配契約	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東和美 東京都港区北青山2-8-35	H27.11.16	Global Tour Co.,ltd 6F., Golden Tower Bd., Chungjeongno-2ga, Seodaemun-gu, Seoul, Korea	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 要件を満たす物件の所有者が、平昌オリンピック組織委員会の公式旅行代理店である契約相手方を通さない契約や連絡・交渉は認めないため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	93,418,710	—	0	—	—	—	
第23回オリンピック冬季大会における山側ハイパフォーマンスサポートセンター設置に向けた施設手配契約	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東和美 東京都港区北青山2-8-35	H27.11.16	Global Tour Co.,ltd 6F., Golden Tower Bd., Chungjeongno-2ga, Seodaemun-gu, Seoul, Korea	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 要件を満たす物件の所有者が、平昌オリンピック組織委員会の公式旅行代理店である契約相手方を通さない契約や連絡・交渉は認めないため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	26,426,554	—	0	—	—	—	
スポーツ振興投票事業における広報・広告宣伝業務（年末年始施策（2015年度））	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東和美 東京都港区北青山2-8-35	H27.11.19	株式会社電通 東京都港区西新橋1-8-1	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 取引基本契約に基づく個別契約のため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	409,200,000	—	0	—	—	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規程及び理由	予定価格 (単位：円)	契約金額 (単位：円)	落札率	再就職の 役員の 数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
toto販売・払戻システム改善対応（らくらく購入可能決済へのUCカード追加）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東和美 東京都港区北青山2-8-35	H27.11.20	日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1	【会計規則第18条第4項：競争に付することが不利と認められる場合】 現に契約履行中のシステム運用保守業務の契約相手方以外が履行した場合、障害発生時の問題箇所特定が困難になる等、著しく不利な契約となる虞があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	2,058,674	—	0	—	—	—	
マイナンバー対応に伴う人事給与システムソフトのプログラム改修	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東和美 東京都港区北青山2-8-35	H27.11.20	株式会社日立システムズ 東京都品川区上大崎1-2-1	【会計規則第18条第4項：競争に付することが不利と認められる場合】 当該システムは契約相手方が提供するパッケージソフトを元に、導入当初のセンターの体系やその後の制度改正に合わせカスタマイズや改修を実施してきているものであり、既導入システムとの間で互換性や接続性を確保する必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	10,978,200	—	0	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。